

## 米価高騰の影響を受けた中小企業者の資金繰り支援に万全を期すための新たな金融支援を実施します

米価高騰の影響を受け、資金繰りに支障をきたしている中小企業者を支援するため、セーフティネット資金（経営支援枠）に新たに「米価高騰対策特別融資」を創設し、令和7年10月10日から取扱いを開始します。

### 融資条件

- |           |   |        |  |
|-----------|---|--------|--|
| (1) 対象者   | 米価高騰の影響により資金繰りに支障をきたしている、又はきたすおそれがある中小企業者 |        |  |
| (2) 融資限度額 | 3,000万円                                   |        |  |
| (3) 資金用途  | 運転資金・設備資金                                 |        |  |
| (4) 融資期間  | 7年以内（うち据置期間2年以内）                          |        |  |
| (5) 融資利率  | 融資期間3年以内                                  | 年1.30% |  |
|           | 融資期間3年超5年以内                               | 年1.50% |  |
|           | 融資期間5年超7年以内                               | 年1.70% |  |
| (6) 信用保証料 | 新潟県信用保証協会の信用保証付き                          |        |  |
| (7) 取扱期限  | 令和7年10月10日（金）から令和8年3月31日（火）               |        |  |

### (2) 申込窓口・・・県制度融資の取扱金融機関

※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。

※ 次の方はご利用になれません。

- ① 県税を滞納している場合
- ② 金融機関に取引停止処分を受けている場合
- ③ 県信用保証協会が実施した代位弁済への債務履行が終了していない場合

本件についてのお問い合わせ先  
地域産業振興課金融係 樋口、目崎  
(直通) 025-280-5240 (内線) 2771